

昭和三十一年法律第二百一十六号

労働保険審査官及び労働保険審査会法

目次

第一章 労働保険審査官	第一節 設置（第一条～第六条）
第二章 労働保険審査会	第二節 設置及び組織（第二十五条～第三十一条）
第三章 罰則（第五十一条の二～第五十四条）	第三章 罰則（第五十一条の二～第五十四条）
附則	附則
第一章 労働保険審査官	第一章 労働保険審査官
第二節 設置	第二節 設置
（労働保険審査官）	（労働保険審査官）

第一条 労働保険審査官（以下「審査官」といふ。）は、労働者災害補償保険審査官及び雇用保険審査官とする。	第一条 労働保険審査官（以下「審査官」といふ。）は、労働者災害補償保険審査官及び雇用保険審査官とする。
第二条 労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。	第二条 労働者災害補償保険審査官は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十九条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。
第二条の二 審査官は、各都道府県労働局に置く。	第二条の二 審査官は、厚生労働大臣が任命する。
（任命）	（職権の行使）
（関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名）	（関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名）

第五条 厚生労働大臣は、都道府県労働局につき、労働者災害補償保険制度に関し、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各二人を、雇用保険制度に関し、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各二人を、それぞれ関係団体の推薦により指名するものとする。（審査及び仲裁の事務）	第五条 厚生労働大臣は、厚生労働大臣が任命する。（審査請求の方式）
第六条 労働者災害補償保険審査官は、第二条に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、労働（審査及び仲裁の事務）	第六条 労働者災害補償保険審査官は、第二条に規定する審査請求は、政令で定めるところによ（審査請求の方式）
第九条 審査請求は、審査請求は、政令で定めるところによ（審査請求の方式）	第九条 審査請求は、政令で定めるところによ（審査請求の方式）
（口頭による意見の陳述）	（口頭による意見の陳述）

第十一条 審査請求が不適法であつてその欠陥が正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。（却下）	（代理人による審査請求）
第十二条 審査請求が管轄違であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。	（代理人のによる審査請求）
第十三条 審査請求が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査請求があつたものとみなす。（関係者に対する通知等）	（以下この条において「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
第十四条 審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。	（以下この条において「申立人」という。）に口頭意見陳述において、審査官は、申立人の意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
第十五条 審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。	（以下この条において「申立人」という。）に口頭意見陳述において、審査官は、申立人の意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
第十六条 審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。	（以下この条において「申立人」という。）に口頭意見陳述において、審査官は、申立人の意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
第十七条 審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。	（以下この条において「申立人」という。）に口頭意見陳述において、審査官は、申立人の意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
第十八条 審査請求は、審査請求人が原処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができる。（審査請求期間）	（以下この条において「申立人」という。）に口頭意見陳述において、審査官は、申立人の意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
第十九条 審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における審査請求期間の計算について	（以下この条において「申立人」という。）に口頭意見陳述において、審査官は、申立人の意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
（審査請求の手続の計画的進行）	（審査請求の手続の計画的進行）
第十三条の二 審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた者並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならぬこと（手続の併合又は分離）	（手続の併合又は分離）
第十四条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求の手続を分離することができる。（文書その他の物件の提出）	（文書その他の物件の提出）
第十四条の三 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者（原処分をした行政を除く。）は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。	（文書その他の物件の提出）

- 原処分をした行政庁は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。
- 前二項の場合において、審査官が、文書その他物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- (審理のための処分)
- 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。
- 1 審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すこと。
 - 2 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。
 - 3 鑑定人に鑑定させること。
 - 4 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。
 - 5 労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合において、同法第四十七条の二に規定する者に対して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。
 - 6 審査請求人又は第十三条第一号又は第二号若しくは第十三条第一項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。
 - 7 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第二号の処分を嘱託することができる。
 - 8 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。
 - 9 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者が、正当な理由がない限り、審査請求人又は第十三条第一項第四号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるべきである。
 - 10 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者が、正当な理由がない限り、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に對して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第五号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

- (審理のための処分)
- 審査のため認められたものと解釈してはならぬ。
- 第一項及び第二項の規定による処分は、犯罪を採用しないことができる。
- (費用の弁償)
- 第六条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。
- (特定審査請求手続の計画的遂行)
- 第十六条の二 審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第十三条の三、第十四条の三並びに第五十五条第一項及び第四項に定める審査請求の手続(以下この条において「特定審査請求手続」という。)を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は第十三条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。
- 審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた者が音声の送受信により通話することができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。
- (手続の受継)
- 第十七条の二 審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。
- (審査請求の取下げ)
- 第十七条の二 審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる。

- (手続の受継)
- 第十八条 審査官は、審理を終えたときは、遅滞なく、審査請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。
- 第十九条 決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。
- 第二十条 決定書には、労働保険審査会に對して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閱覧又は交付を拒むことができない。
- 第二十一条 決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生する。
- 第二十二条 決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行う。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないとときは、公示の方法によつてすることができる。
- 第二十三条 決定の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を政令で定める事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。
- 第二十四条 審査官は、決定書の謄本を第十三条第一項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。
- (決定の拘束力)
- 第二十五条 決定は、第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する。
- (文書その他の物件の返還)
- 第二十六条の二 審査官は、決定をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

- (決定の変更等)
- 第二十七条 決定は、第十三条第一項の規定による再審査請求がされたときは、第四十九条第三項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。
- (審査請求人等による文書その他の物件の閲覧)
- 第十六条の三 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、決定があるまでの間、審査官に對し、第十四条の三第一項若しくは第二項又は第十五条第一項の規定により提

出された文書その他の物件の閲覧(電磁的記録)

(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したもの(閲覧)又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

(本案の決定)

第十八条 審査官は、審理を終えたときは、遅滞なく、審査請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

第十九条 決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。

第二十条 決定書には、労働保険審査会に對して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その阅覧又は交付を拒むことができない。

第二十一条 決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生する。

第二十二条 決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行う。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないとときは、公示の方法によつてすることができる。

第二十三条 決定の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を政令で定める事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

第二十四条 審査官は、決定書の謄本を第十三条第一項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

(決定の拘束力)

第二十五条 決定は、第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する。

(文書その他の物件の返還)

第二十六条の二 審査官は、決定をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(決定の変更等)

第二十七条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百五十六条第一項(変更の判決)及び第二百五十七条第一項(更正決定)の規定を準用する。この場

合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第二百五十六条第一項中「その言渡し後一週間以内」とあるのは「その決定書の副本が審査請求人に送付された後一週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。

(審査請求の制限)

第二十二条の二 この節の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることはできない。

(政令への委任)

第二十三条 この節に定めるもののほか、審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査及び仲裁の手続)

第二十四条 第十三条の規定は、労働者災害補償保険審査官が第六条の審査又は仲裁の申立てを受理した場合について準用する。
前項に定めるもののほか、第六条の審査及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

(設置)

第二章 労働保険審査会

第一節 設置及び組織

第二十五条 労働者災害補償保険法第三十八条及び雇用保険法第六十九条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第八十四条第一項の規定による審査の事務を取り扱う。

第二十六条 審査会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。（委員の任命）

第二十七条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないとき

は、厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認を受けることができないときは、厚生労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間にとする。

2 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第二十九条 委員は、独立してその職権を行う。（身分保障）

第三十条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

1 破産手続開始の決定を受けたとき。

2 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

3 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第三十一条 厚生労働大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第三十二条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により常勤の委員のうちから定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。（合議体）

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるとききにその職務を代理する常勤の委員を定めてお

る。

(会長)

第三十三条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により常勤の委員のうちから定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。（合議体）

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるとききにその職務を代理する常勤の委員を定めてお

る。

(会長)

第三十四条 審査会の会務を処理（再審査請求の事件又は審査の事務の取扱いを除く。）は、委員の全員の会議（以下「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2 委員会議は、会長を含む過半数の委員の出席がなければ、これを聞き、議決をすることができない。

3 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会が第三十条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうちの本人を除く全員の一一致がなければならぬ。

(給与)

第三十五条 常勤の委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反するとした場合

2 前項の合議体を構成する者の意見が三説に分かれた場合

3 前二号に掲げる場合のほか、審査会が定めた場合

4 前項の合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする場合

成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反するとした場合

2 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほ

3 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

4 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

5 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

6 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

7 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

8 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

9 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

10 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

11 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

12 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

13 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

14 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

15 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

16 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

17 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

18 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

19 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

20 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

21 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

22 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

23 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

24 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

25 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

26 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

27 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

28 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

29 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

30 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

31 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

32 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

33 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

34 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

35 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

36 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

37 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

38 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

39 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

40 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

41 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

42 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

43 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

44 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

45 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

46 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

47 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

48 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

49 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

50 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

51 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

52 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

53 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

54 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

（特定行為の禁止）

第三十五条 常勤の委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員そ

の他公選による公職の候補者となり、又は積

極的に政治活動をすること。

二 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほ

三 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

五 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

六 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

七 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

八 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

九 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十一 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十二 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十三 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十四 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十五 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十六 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十七 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十八 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

十九 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十一 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十二 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十三 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十四 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十五 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十六 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十七 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十八 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

二十九 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十一 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十二 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十三 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十四 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十五 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十六 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十七 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十八 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

三十九 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十一 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十二 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十三 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十四 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十五 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十六 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十七 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十八 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

四十九 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

五十 厚生労働大臣の許可のない場合を除くほ

審査請求人又は同条の規定により通知を受けた者	当事者又は同条の規定により指名された者
審査請求人及び第再審査請求人及び十三条第一項の規定第三十六条の規定により通知を受けた者	特定審査請求手続
審査請求人及び第再審査請求人及び十三条第一項の規定第三十六条の規定により通知を受けた者	特定再審査請求手続
審査請求人等	再審査請求人等
第十六条の見出し	第十六条の見出し
第十六条審査請求人等	再審査請求人等
第十六条の三の見出し	第十六条の三の見出し
第十六条の三第一項の見出し	第十六条の三第一項の見出し
第十六条審査請求人又は第当事者又は第三十一条第一項の規六条の規定により定により通知を受指名された者	第十六条審査請求人又は第当事者又は第三十一条第一項の規六条の規定により定により通知を受指名された者
第十四条の三第一項の見出し	第十四条の三第一項の見出し
第十四条の三第一項の規六条の規定により定により通知を受指名された者	第十四条の三第一項の規六条の規定により定により通知を受指名された者
第十五条第一項第一号若しくは第二項又は第十五条规定による處分に違反して出頭せず、審問に對して答弁をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者	第十五条第一項第一号若しくは第二項又は第十五条规定による處分に違反して出頭せず、審問に對して答弁をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者
第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者	第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者
第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第五十二条又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても前二条の刑を科する。	第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第五十二条又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても前二条の刑を科する。
（施行期日）	（施行期日）
10 第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者	10 第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者
11 第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者	11 第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者
12 この法律の施行前に、改正前の労働基準法第八十六条の規定により労働者災害補償審査会がした審査又は仲裁の請求の受理その他の行為は、改正後の労働基準法第八十六条の規定により労働者災害補償審査会がした審査又は仲裁の請求の受理その他の行為とみなす。	12 この法律の施行前に、改正前の労働基準法第八十六条の規定により労働者災害補償審査会がした審査又は仲裁の請求の受理その他の行為とみなす。
13 労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、審査会が受け継いだものとみなす。	13 労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、審査会が受け継いだものとみなす。
14 第十一項又は前項の規定により審査会を被告として労働者災害補償保険審査会がした違法な処分の取消又は変更を求める訴については、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第四条の規定にかかわらず、その処分をした労働者災害補償保険審査会の所在した地の裁判所の専属管轄とする。	14 第十一項又は前項の規定により審査会を被告として労働者災害補償保険審査会がした違法な処分の取消又は変更を求める訴については、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第四条の規定にかかわらず、その処分をした労働者災害補償保険審査会の所在した地の裁判所の専属管轄とする。
15 労働者災害補償審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、当該労働者災害補償審査会が置かれていた都道府県労働基準局の労働者災害補償保険審査官が受け継いだものとみなす。（従前の行為に対する罰則の適用）	15 労働者災害補償審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、当該労働者災害補償審査会が置かれていた都道府県労働基準局の労働者災害補償保険審査官が受け継いだものとみなす。（従前の行為に対する罰則の適用）
16 この法律の施行前に、改正前の労働者災害補償法、改正前の労働者災害補償法又はこれらの法律に基く命令の規定により、保険審査官又は失業保険審査官がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続でこの法律に相当する規定のあるものは、政令で定めることによる。（従前の例による）	16 この法律の施行前に、改正前の労働者災害補償法、改正前の労働者災害補償法又はこれらの法律に基く命令の規定により、保険審査官又は失業保険審査官がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続でこの法律に相当する規定のあるものは、政令で定めることによる。（従前の例による）
（政令への委任）	（政令への委任）
第五十三条 この章に定めるもののほか、審査会及び再審査請求の手続に關し必要な事項は、政令で定める。	第五十三条 この章に定めるもののほか、審査会及び再審査請求の手続に關し必要な事項は、政令で定める。
第五十四条 第三十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	第五十四条 第三十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第五十五条 第三十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した	第五十五条 第三十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した
審査請求人又は同条の規定により通知を受けた者	当事者又は同条の規定により指名された者
審査請求人及び第再審査請求人及び十三条第一項の規定第三十六条の規定により通知を受けた者	特定審査請求手続
審査請求人及び第再審査請求人及び十三条第一項の規定第三十六条の規定により通知を受けた者	特定再審査請求手続
審査請求人等	再審査請求人等
第十六条の見出し	第十六条の見出し
第十六条審査請求人等	再審査請求人等
第十六条の三の見出し	第十六条の三の見出し
第十六条の三第一項の見出し	第十六条の三第一項の見出し
第十六条審査請求人又は第当事者又は第三十一条第一項の規六条の規定により定により通知を受指名された者	第十六条審査請求人又は第当事者又は第三十一条第一項の規六条の規定により定により通知を受指名された者
第十四条の三第一項の見出し	第十四条の三第一項の見出し
第十四条の三第一項の規六条の規定により定により通知を受指名された者	第十四条の三第一項の規六条の規定により定により通知を受指名された者
第十五条第一項第一号若しくは第二項又は第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者	第十五条第一項第一号若しくは第二項又は第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者
第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第五十二条又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても前二条の刑を科する。	第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第五十二条又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても前二条の刑を科する。
（施行期日）	（施行期日）
1 第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者	1 第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する處分に違反して物件を提出しない者
2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。	2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。
3 この法律の施行前に提起された訴願等について、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後に生じた効力を妨げない。	3 この法律の施行前に提起された訴願等について、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後に生じた効力を妨げない。
4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。	4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされた審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。	5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされた審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を了結することができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない期間は、この法律の施行日の日から起算する。	6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を了結することができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない期間は、この法律の施行日の日から起算する。
（施行期日）	（施行期日）
7 第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。	7 第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

第五十四条 この法律の施行前に、改正前の労働者災害補償保険審査官及び労働者災害補償保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

この附則の規定によりなおその例によることとされる旧特別保護法の規定による給付に関する決定に係る審査及び再審査については、なお

他の手続でこの法律に相当する規定のあるもの

は、政令で定めるとこにより、この法律の規

定により審査会がした再審査の請求の受理、再

審査の裁決その他の手続とみなす。

この法律の施行前に、改正前の労働基準法第

八十六条の規定により労働者災害補償審査会が

した審査又は仲裁の請求の受理その他の行為

は、改正後の労働基準法第八十六条の規定によ

り労働者災害補償保険審査官がした審査又は仲

裁の請求の受理その他の行為とみなす。

（訴訟に関する経過措置）

労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査

会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、

現に裁判所に係属しているものは、この法律の

施行の日に、審査会が受け継いだものとみな

す。

（労働者災害補償保険審査会法の一部の改正）

この附則の規定によりなおその例によること

とされる旧特別保護法の規定による給付に関する

決定に係る審査及び再審査については、なお

他の手続でこの法律に相当する規定のあるもの

は、政令で定めるとこにより、この法律の規

定により審査会がした再審査の請求の受理、再

審査の裁決その他の手続とみなす。

この法律の施行前に、改正前の労働基準法第

八十六条の規定により労働者災害補償審査会が

した審査又は仲裁の請求の受理その他の行為

は、改正後の労働基準法第八十六条の規定によ

り労働者災害補償保険審査官がした審査又は仲

裁の請求の受理その他の行為とみなす。

（訴訟に関する経過措置）

労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査

会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、

現に裁判所に係属しているものは、この法律の

施行の日に、審査会が受け継いだものとみな

す。

<p>9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に 関して必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関 係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法 律第百四十号）に同一の法律についての改正規 定がある場合においては、当該法律は、この法 律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟 法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 によつて改正されるものとする。</p>	<p>附 則（昭和三八年三月二十九日法律第三 号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して三十日を こえない範囲内において政令で定める日から施 行する。</p>
	<p>附 則（昭和三九年四月六日法律第五 号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律は、昭和三十九年七月一日から施 行する。</p>

<p>附 則（昭和三九年六月一八日法律第一 〇七号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して三十日を こえない範囲内において政令で定める日から施 行する。</p>	<p>附 則（昭和四〇年六月三日法律第一 〇七号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律は、昭和三十九年七月一日から施 行する。</p>
	<p>附 則（昭和四〇年六月一一日法律第一 三〇号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律は、昭和四〇年六月一日から施 行する。</p>

<p>附 則（昭和四〇年六月一八日法律第一 三〇号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律は、昭和四〇年六月一日から施 行する。</p>	<p>附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 八号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九 年七月一日から施行する。</p>
	<p>附 則（昭和五八年一二月二日法律第七 九号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律の施行の日の前日において法律の規 定により置かれていた機関等で、この法律の施 行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ る改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下 「関係政令」という。）の規定により置かれるこ ととなるものに關し必要となる経過措置その他 この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃 に關し必要となる経過措置は、政令で定めるこ とができる。</p>

<p>附 則（昭和六三年五月一七日法律第四 〇号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律は、昭和六十四年一月一日から施 行する。</p>	<p>附 則（昭和六三年五月一七日法律第四 〇号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律は、昭和六十四年一月一日から施 行する。</p>
	<p>附 則（昭和四二年六月一三日法律第三 七号）抄</p> <p>（施行期日）抄</p> <p>1 この法律は、政令で定める日から施行する。</p>

<p>(政令への委任)</p> <p>第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置の原則)</p>
<p>第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。</p> <p>(訴訟に関する経過措置)</p>	<p>第五条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。</p> <p>(訴訟に関する経過措置)</p>

<p>第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴え提起については、なお従前の例による。</p> <p>2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起に対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>	<p>第六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行の例による。</p>
<p>第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>

<p>第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>1 第五百九条の規定 公布の日</p> <p>2 附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>	<p>1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>1 第五百九条の規定 公布の日</p> <p>2 附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第二条 次に掲げる法律の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に於ける公示送達、送达又は通知について適用し、同日前に於ける公示送達、送达又は通知について適用する。略</p> <p>(公示送達等の方法に関する経過措置)</p> <p>四 第二十九条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十条第三項(罰則に関する経過措置)</p>	<p>第二条 次に掲げる法律の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に於ける公示送達、送达又は通知について適用し、同日前に於ける公示送達、送达又は通知について適用する。略</p> <p>(公示送達等の方法に関する経過措置)</p> <p>四 第二十九条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十条第三項(罰則に関する経過措置)</p>